

議長（中田文夫君） 3番 三鍋芳男君。

3番（三鍋芳男君） 私は、最近話題になっております入札・談合等の件について御質問させていただきます。

最近、全国各地で官製談合事件が相次いでおります。例えば宮崎県の事件は、知事が業者の受注額は年間平均8,000万円、某設計会社に同じくらい仕事をさせてくれと部下に指示し、部下が事業を選ぶ形で官製談合が行われるという見方を捜査二課がし、家宅捜査で押収した資料などから判断いたしました。

昨年度と今年度の11件の業務を県から受注したが、ほぼすべてが天の声による官製談合で落札された疑いが強いことも判明いたしました。このようにマンネリ化し、権力者による天の声で政治が行われてきたことに対し、怒りの気持ちでいっぱいであります。

入札談合は、独占禁止法が禁止する行為の一つであるカルテルの典型事例であり、最も悪質な独占禁止法違反行為の一つであります。また、入札談合は、入札参加者間の公正で自由な競争を通じて、受注者や受注価格を決定しようとする入札システムを否定するものであります。受注者が、国や地方公共団体の場合においては、予定の適正な施行を阻害するものとして、納税者である国民の利益を損なう行為であります。

このため、公正取引委員会では、従来から入札談合事件について、厳正に対処するとともに、その未然防止に向けてさまざまな取り組みを行っているわけでございます。

このことを受け、石川県知事が、公共工事の入札制度のあり方に関する有識者の検討委員会を設ける考えがあると県議会の代表質問で答弁がありました。そして、これまで以上に透明性と競争性が高い公正な入札制度を目指すと述べておいでになっております。

舟橋村においても、これから公共工事に関しても、村民もものすごく関心があるかと思えます。今後は、小学校の耐震や増築工事も予定されております。そういうことに関して未然防止が必要ではないかというふうに思います。

一般入札の検討や予定価格の公表、最低価格の設定等、さまざまなことがあるかと思いますが、今まではどうであったか。今後はどのように変えていくか、また見直していくか、村長の考えをお聞かせください。

以上です。

議長（中田文夫君） 金森村長。

村長（金森勝雄君） 3番三鍋芳男議員さんの御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、入札制度につきましては、富山県におきましても、これまで以上に透明性と競争性が必要であるということで知事が代表質問に対して答弁されているわけございまして、私もいささかそれに対して間違いだということでもなしに、本村におきましても、そういったことを改めていくということは認識しているところでございます。

今現在、本村の場合ですと、指名競争による入札方式を行っております。入札案内の後、設計書縦覧は庁舎内、予定価格は未公開としておりまして、近隣の町あるいはまた中新川広域等の状態をいろいろ調べさせていただきますと、我が村と一緒に指名競争入札を行っているわけございしますが、設計書の縦覧方式につきましては、指名業者の顔合わせ防止などから、設計書コピーの配布をCD配布といったことで行いまして、指名業者割れがないように努力されているように伺っているわけでございます。

また、予定価格につきましては、入札の2日前に事前公表を行っております。これらは、業者間の談合防止とか、あるいは担当職員の保護に対する方策であるというふうに思っております。そしてまた、官製談合の防止にも至っているのではないかと私は理解しているわけでございます。

議員さんもおっしゃったように、官製談合というのは、「天の声」と言っておりますが、首長が関与した談合であるということございまして、今までも舟橋村ではなかったということございまして、もちろん現在もないわけでございます。しかしながら、先ほども申し上げましたように、県もそのような入札制度に対して改めるものは改めるという方向にありますので、他の町村の動向も勘案しながら、検討してまいりたいと、かように思っております。その節は、議会の皆さん方と御相談してまいりたいと思っております。

ただ単に、公共工事を競争入札させるだけでは、不当廉売、俗に言う低価格によって入札が行われるといった場合に、公共施設そのものが「安かろう・悪かろう」ということにもなる可能性もあるわけございまして、もう1つは、先日の協議会でも私言いましたように、地元業者の育成ということも考えていかなければならないということもありますので、議会の皆さんと相談しながら、入札制度改革に対して慎重に考えてまいりたいと考えておる次第でございます。何とぞ御理解を賜りますようお願い申し上げます。答弁にかえさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

議長（中田文夫君） 三鍋芳男君。

3番（三鍋芳男君） どうもありがとうございます。

先般、富山市で電子入札をやるようになったというふうに報道されておりましたが、その件に関しては、当村においてはどのようにお考えなのか。それから契約の中にも、随意契約とか、先ほど指名競争も言われましたが、当村においても行政の場においては、あまり随意契約というのはやってはいかんとするわけですが、過去にそういうこともあったのか、そのへんもひとつ質問させていただきます。

以上です。

議長（中田文夫君） 金森村長。

村長（金森勝雄君） 三鍋議員さんの再質問にお答えしたいと思います。

富山市が入札制度として電子入札を取り入れているという話でございました。

御案内のとおり、我が村の職員の体制を見ていただければわかるんですが、その制度に対応するような事務体制を整えるときは相当な苦勞と申しますか、段階があると思うんです。一挙にそれをやることはできないと私は思っているわけでございまして、特にそれだけのことをいろいろとつぶさに調査し、そしてまたそれを実行していくということになりますので、御案内のとおり富山市の場合、どういうスタッフがおられるかということはおのずからわかっていただけたらと思います。

いずれにしても、そのように入札制度も変わってきている、改革されていってあるということに対しての認識をしておるわけでございまして、いろいろと申し上げたいことはたくさんあるわけでございますが、まずもって近隣の立山、上市さん、そして中新川広域行政組合を構成しております我が村を入れまして、2町1村のスタイルがどのようになるかということをやっていくと、一方的に行政だけで今までやっておるわけがないので、いろいろと協会がございまして、そういった入札制度になじんでもらう、試行してもらおうということもありますので、今おっしゃったようなすぐやれるというものではございませんが、前向きに取り組んでまいりたいと申しますか、研究してまいりたいと、このように思っております。

それからまた、随意契約の件でございすけれども、以前はなきにしもあらずであったと思います。と申し上げますと、金額によるわけでございまして、全くその仕事を、例えばAがその仕事を今までやってきたと。落札した結果、あともう少し予算に未執行が出た、差益が出たといった場合に、もう少しそれにあわせてやるといった場合に、別の視点から追加して仕事をしてもらおうといった場合に、請負率の関係もございすので、

新たに見積もりをとるよりも、その請負率で継承していってもらうということも随意契約の1項目にあるわけでございます。

いずれにしましても、特定の場合ということに限ると私は思っております。ですから一般的な100万、200万の新しい工事に対して随意契約はないということだけしっかりと皆さん方に御報告したいと思っております。

以上でございます。